

1 委託業務の目的

国際会議等の会議や、企業ミーティング、インセンティブ旅行であるMICEの主催者となるキーパーソンは、大学、研究機関、企業等が集積する首都圏や関西圏に多く存在しており、三重県へのMICE誘致を実現させるためには、同地域での営業活動は必要不可欠となっている。

一方で、地元大学の教員が、学会等の国際会議開催に影響を与えることが多く、県内での会議開催にかかる支援内容の情報提供を密に行う等のネットワーク構築が重要となってくる。

これらを踏まえて、本業務を通じて各キーパーソンに三重県のMICE開催にかかる情報提供や支援内容等をPRすることにより、三重県へのMICE誘致を1件でも多く実現し、県内経済の活性化に繋げることを目的とする。

2 定義

(1) MICEとは、次のことをいう（※JNTOのホームページより転載）

M・・・企業が目的に応じて関係者を集めて行う会議

I・・・企業が、従業員や代理店等の表彰、研修、顧客の招待等を目的で実施する旅行

C・・・国際機関・団体、学会等が主催または後援する会議

E・・・国際機関・団体、学会、民間企業等が主催または後援する展示会、見本市、イベント等

(2) ここでいう国際会議とは、次のすべてを満たすものとする。

- ・ 主催者が「国際機関・国際団体（各国支部を含む）」又は「国家機関・国内団体」であること
- ・ 参加国（参加者の居住国）が日本を含む3か国以上であること。
- ・ 参加者総数が50名以上であること。なお、外国人参加者（2名以上）には会議の出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。
- ・ 開催期間が1日以上であること。
- ・ 特定企業の利益目的や、政治又は宗教目的を有しないこと。

上記の国際会議の要件を満たしていれば、名称は、学会、シンポジウム、セミナー等でも国際会議として扱う。

(3) ここでいう企業ミーティング、およびインセンティブ旅行は、企業等が行う会議やセミナー、表彰式を伴うもの、報奨旅行、研修旅行のことをいう。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

4 業務項目

- (1) 首都圏・関西圏での国際会議等MICE主催者等へのセールス活動
- (2) セミナー、交流会等PRイベントの開催

5 業務詳細

- (1) 首都圏・関西圏での国際会議等MICE主催者等へのセールス活動

国際会議の主催者となり得る学会事務局等の関係者や、企業の総務担当部署、各業界団体、企業ミーティングやインセンティブ旅行を扱う旅行会社等（以下、「MICE主催者等」という。）が多く所在する首都圏や関西圏で、訪問先が偏らないよう訪問計画を立てたうえで、三重県のMICE開催支援等の情報提供や、MICE開催にかかる情報収集を行うこと。

①営業活動

ア 本業務の趣旨を踏まえて年間延べ100件以上行うこととし、地域の偏りが生じないように配慮すること。

イ 訪問先は、学会事務局や海外に拠点のある企業（国内本社や海外本社で国内に拠点がある企業）とし、地域の配分に偏りがないように配慮しながら、提案者の人的・組織的資源を踏まえた件数達成方法やスケジュールについて提案書に記載すること。

ウ 営業活動の件数にかかる考え方は以下のとおりとする。

A：本委託業務の趣旨を主たる目的とした訪問 1件

B：提案者の通常業務の中で、三重県のMICE誘致にかかる資料等を置いてくる等の場合 0.5件

C：電話、web会議等通信手段による情報収集 0.5件

※web会議等を行う場合は、受託者においてアカウント等を準備すること。

エ 訪問先については、受託後に提供する令和6年度訪問先等リストに基づいて選定するほか、受託者独自の工夫により、新規開拓を行うこと。

オ 営業活動に際し、三重県にて作成したチラシ等を活用いただくほか、受託者が独自に三重県でのMICE開催に興味を持ってもらえるようなチラシやリーフレット等を作成してPRすることも可能とする。その場合は、提案の段階で案を示すこと（ラフ案で可）。

カ MICE開催の情報については、国際会議となり得る学会等の会議をはじめ、企業や業界団体が行う会議等や報奨・研修旅行等の情報を主な対象とする。

キ MICE開催の情報を入手した場合は、随時三重県に報告することとし、必要に応じてWeb会議や対面等により打ち合わせを行うこと。

ク 営業活動報告書を翌月10日までに提出すること。

※3月分については、契約期間内に提出すること。

なお、報告書には以下の内容を記載すること。

- ・ 訪問先情報（訪問日時、訪問団体名）
- ・ M I C E開催に関する情報（開催予定の有無等）
- ・ その他、営業活動の中で聞き取った内容

（２）セミナー、交流会等 P R イベントの開催

M I C E主催者を主な対象として、三重県で M I C Eを開催する際のメリットや観光、食等の P Rや参加者とのネットワーク構築を目的としたセミナーや交流会等を以下のとおり開催すること。

①首都圏開催

開催にかかる基本的な仕様は次のア、イ、ウのとおりとする。

ア 場所：三重テラス 2 階コミュニティスペース

（東京都中央区日本橋室町 2-4-1 YUITO ANNEX）

イ 内容：三重県の M I C E開催に関する情報提供、県産食材を使った料理の提供および交流会 等

ウ その他：

- ・ 50 名程度の規模を 1 回開催すること。
- ・ 時期や開催内容については県と相談のうえ決定すること。
- ・ 三重テラスの使用申請は県で行うことができます。その場合の使用料は無料です。

②関西圏、県内開催

事業の趣旨を踏まえて、首都圏開催同様、P Rやネットワーク構築を目的としたセミナーを、両地域あるいはどちらか一方において 1 回以上開催すること。

- ・ 人数規模は 30 名以上
- ・ 会場については、ホテルのほか、会議施設、ユニークベニュー、団体入場可能な飲食店等幅広く検討すること。
- ・ 県内開催の場合は、三重大学を中心とした県内高等教育機関の教員や関係者を対象とすること。

（参考）三重県が令和 5 年度および 6 年度に実施した内容

◆参加者：学会、旅行関係事業者、企業等

◆内容：・ 三重県、および県内市・団体による M I C E開催環境等に関するプレゼンテーション

・ 三重県産食材を使用した料理を提供した交流会

（３）委託業務実績報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に

提出するものとする。

①提出方法

以下３点を含む営業業務委託実績報告書（様式自由）

ア 営業活動報告書、および、契約期間中の営業活動で得られたコメント

イ 誘致方針等に関する打ち合わせ記録

ウ その他委託業務中に入手した国際会議や学会等の開催にかかる情報

②提出期限

履行期限である令和８年３月２５日（水）までとする。

６ 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。

７ 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認通知の発出後に行うこととする。

８ 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

９ その他特記事項

- （１）受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- （２）契約締結権者は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- （３）個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第１７６条、第１８０条及び第１８４条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- （４）業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移

転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

（5）本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

（6）事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

（7）その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

（8）障がい理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

10 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 MICE・高付加価値観光班

Tel : 059-224-2974 FAX : 059-224-2801 E-mail : inbound@pref.mie.lg.jp

担当：張山、橋爪